

1. 件 名 : 「日本原燃 (株) 廃棄物埋設施設の保安規定変更認可申請に関するヒアリング」
2. 日 時 : 令和5年10月17日 (火) 18時00分～19時15分
3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 ※一部、TV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
研究炉等審査部門
真田安全審査官、大島原子力規制専門員
日本原燃株式会社
埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター
埋設運営部 課長 他1名
東京支社 技術部 運転管理グループリーダー
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
配付資料なし

参考

- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー放射能濃度に係るスクーリングファクタの新規設定等ー (令和5年6月26日)
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00008.html
- ・日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変更認可申請を受理ー廃棄物埋設施設1号埋設設備6群放射エネルギー管理の変更ー (令和5年6月26日)
https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/WAS/170000001_00009.html

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の嶋でございます。そうしましたら、日本原燃濃縮埋設事業所、保安規定の変更認可申請に係るヒアリングを始めます。
0:00:17	規制庁真田です。
0:00:23	この間の件、ちょっと中でも相談。
0:00:27	しました。これで、
0:00:33	申請書を移せるんだったら移したほうがいいかもしれ認識の。
0:00:37	原燃さ、申請書せませす。
0:00:44	日本原燃です少々お待ちください。はい。
0:01:11	日本原燃浜中です。
0:01:13	審査基準と能勢比較表ではなくて申請書そのものでよろしいですか審査基準との比較表があればもうそっちでいいです。はい。はい。
0:01:24	少々お待ちください。
0:02:48	はい。
0:02:50	例の 17 条。
0:02:56	のことですね。佐治は 18 条 18 条の、
0:03:03	18 条のことなんですけど。
0:03:06	結論としては 12 号に、
0:03:10	加えて、
0:03:12	13 号を開いてもらいます。
0:03:20	はい、13 号。
0:03:24	この 1、
0:03:26	唐突
0:03:27	ここにも入れてもらって、
0:03:30	次に 17 号を開いてもらいます。
0:03:40	17 号、ここにも入れて、
0:03:43	ください。
0:03:45	という結論になりました。
0:03:52	はい、日本原燃ハマナカです承知しました。ちなみに、何か考え方という感じですか、考え方はまず、簡単なほうから 17 号についてはこれは、
0:04:04	過去との整合をかんがみってということで理解してくださいと。
0:04:12	三条改正のときに、ちょっとは、我々も庁内で確認したんですけど結局、
0:04:20	自主検査のところをどこに引っかけるのか問題があつて、原燃版ともち補正して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:29	埋設過程、廃棄施設確認以外に廃棄物埋設の、各廃棄体確認方法もあるので、17号側で引っかけるっていう整理もしたと聞いてますので、
0:04:43	過去との整合っていうのをかんがみて、
0:04:47	17号ということも入れていただきたいっていうのが1点目ですと。
0:04:54	で、
0:04:56	その時に、我々審査書書くときに、じゃあその廃棄物、廃棄体確認が17号なのかって言われると、
0:05:07	ちょっと直球だと結構弱くてその施設管理と関係ないでしょっていうそちらのご主張もあって、
0:05:14	そりゃそうだよねっていうのとあと12号に戻っていただいていいですかね。
0:05:26	はい、12号の要求はもちろん入れていただくのは全く構わないんですけど、廃棄物という形で基準。
0:05:39	のことなのでですね。
0:05:42	廃棄物経歴基準の変更があるんだったらそこ手当するっていうようなところで、座りとしては良くないんで、13号、
0:05:53	側で入れる。
0:05:56	ただその13号は、そちらが言うように入れちゃうと、全部入れるっていう話になっちゃうんで。
0:06:03	今回のその、
0:06:06	18号18条に限ってはその受
0:06:10	13号側にも入れるっていうか、そういう整理で、
0:06:15	いけないでしょうかっていうご提案なんですけれども。
0:06:19	なのでその結論として元の整理のように18条を、12号側で手当するっていうのはもうアグリーですと、なんですけど。
0:06:31	過去との整合っていうのをかんがみてちゃんとその、
0:06:36	17号との整合性って今までも、
0:06:40	申請してきていてそれを否定する。
0:06:44	こともありませんのでそれはそれで入れてくださいと。
0:06:48	ただ一方で13号、
0:06:51	廃棄の条件とかいう形です。
0:06:55	っていうコンテキストも引っかかりますんで、普通に13号にも入れていただきたい。
0:07:05	日本原燃の浜中です。はい。まずは102037、各ここに入れるということで承知いたしました。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	理屈のところも、17号過去との整合をかんがみてということで、前回のヒアリングでちょっと議論させていただいた保安そうちいに関するガイド、
0:07:31	と、ガイドを介して、検査の独立性。
0:07:36	についての記載を、ここで17号で読むと、ということで、ここもここに、その18条のひっかけると。
0:07:49	いうことで整理がそういう整理になるのかなという理解です。でいいですか。もうそこが何か。
0:07:57	気持ち悪いっていうことがあると思うんで施設管理と全然関係ないんですよ。
0:08:02	そうですね、例えばもし気持ち悪いということだったらちょっと米印か何かつけて、ガイドに実はためて、独立せ。
0:08:12	自主検査その外部ガイド記載と独立性を有してやっているとかですもんなんかそういうの入れてること自体は構わないんですよ。
0:08:23	もうそんなん17号施設管理と関係ないよねっていう、
0:08:28	詰められ方もう、いずれ出てきちゃったときのことをかんがみると、
0:08:35	独立性、自主検査の独立性はやってるんであればそこで引っかけてますっていうようなのを米印で入れる事自体は構わないですけどね。
0:08:45	おまかせします。はい。当間社内的には今の考え方を残しておくつもりではおりません。はい。今後また保安規定の変更認可申請の際に、同じこういう審査基準整合性の資料をお出しするんですけど。
0:09:03	その時には17号にも、18条は入れておくのとあと案件によっては、具体的な条文は書かないことになるんですけども。
0:09:14	厳しい、聞かれても、今みたいな理屈が答えられるようにはしておきたいと思いません。はい。はい。次回の時に関係なければそこに、あえて今の※を振ってあえて書くとかっていうことはしない。
0:09:30	つもりではおります。はい。はい。QAとしては答える時
0:09:35	社内的には。はい。委員戸崎ます。はい。QA対応するっていうのでいいと思いません。
0:09:42	はい。
0:09:45	で、13号に入れることについては、まさに13号に書いてある基準の内容、受け入れの条件に関することという。
0:09:56	何も当てはまるという、ここは線の引き方はちょっといろいろあると思っていたので、今回18条今回、10、13号28条入れる、今回の
0:10:09	議論を踏まえて入れることになったと。これもちょっと社内的には残しておこうと思いません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	こういうところで、
0:10:23	よろしいですかね。
0:10:25	はい。
0:10:26	なので、リバイスして、
0:10:30	もう1回確認ですけど、この18条のところは12号は、モード域D10、もう1回13号開いてもらって、13号を次のページいってもらって、
0:10:44	はい、13号にも引っかけると。
0:10:48	7号、17号。
0:10:56	はい、17号にも引っかけるということで、資料をリバイスして、
0:11:02	提出をお願いしたいと思います。
0:11:07	小峯ハマナカで承知いたしました。
0:11:11	そういうところくらいですかね。
0:11:16	あとちょっと、
0:11:21	資料はそれでリバイスしてもらうんですけど。
0:11:25	審査書がねちょっとまだ通らないんですよ。
0:11:29	で、
0:11:30	ちょっともう1回
0:11:33	自主検査のやつがその放射性廃棄物、廃棄物経理基準が技術基準適正化したって言って、
0:11:41	簡単に言うと何なんですか。もう1回解説してもらえます。
0:11:55	会合資料でいいかもしれないけど、まとめ資料とか、
0:12:32	日本原燃ハマナカです今ちょっと資料共有しようと思ってますけれども、お待ちください。
0:13:02	日本原燃浜中です。パワーポイントを共有したのですが、そちらに基礎されてますでしょうか。はい。
0:13:10	これこれからお出ししようとしているまとめ資料になります。まだちょっと社内でフィックスはしてません。ほぼ中身が。はい。煮詰まってきたところではありますって、これ読みます。
0:13:25	読みます。はい。
0:14:09	うん。これは次のページはどうなってるんですか。はい。
0:14:13	それはない。なるほど。
0:14:16	検層候補。
0:14:57	で次のページは何なんですか。
0:15:02	岡島さんおっしゃった、はい。そうなんだとすると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:10	この資料っていつもらえるんですか。
0:15:13	20日に補正申請と一緒にお出しできればなと考えております。
0:15:21	なるほどね。
0:15:23	ちょっと待ってもらっていいですか。
0:15:26	はい。
0:15:55	ちょっとこれ前のページ開いてもらっていいですか。
0:16:00	その前ですね。
0:16:03	はい。
0:16:04	その端緒、その下ですね。
0:16:08	これはちょっとずつ、
0:16:13	次のページいってもらっていいですか。はい。
0:16:25	わかりました。
0:16:27	理由がプレゼン、
0:16:32	だから、結論言うと今日あれじゃないって言った。
0:16:38	OK確認。
0:16:41	プロセス変更に伴って、
0:16:44	変わりましたっていうロジックに変わってんでしょ。
0:16:48	そうですね。
0:16:56	あんまり規則改正のγ関係ないじゃん。関係ないんだよ。
0:17:04	いや策として著しい破損が規則改正で変更されてることってもう、
0:17:09	あんまりこのロジックだと関係ないんじゃないでしょう。いや、ファクトとしてその著しい破損がさ技術基準、技術基準と関係なくなりましたっていうの規則改正で外れてるんだけど。
0:17:24	あんまりもうそういう関係だけさ瀬古で書いてる通り
0:17:29	負担を、
0:17:31	廃棄物経理基準に、
0:17:35	技術基準とほぼ、
0:17:37	技術基準以外のやつがあるわけでしょう。
0:17:42	ていうことになってさ、2ポツ目。
0:17:45	一括交付、一括交付運用は別に構いませんとで、4ポツになって
0:17:55	だから法定確認で、技術基準のみを判断基準として確認、考え方が明確になりました。ちょっと夏目がちょっと微妙だと思うけど。
0:18:08	4ポツ目は少しここ表現今見直し中なので。そうですか。
0:18:14	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:15	判断基準法定確認が技術基準のみを判断基準にしてたのはその前は後もう変わってないので、
0:18:22	それで変わったっていうわけじゃなくて、外観確認とかしなくても、確認書が交付できるよっていうふうに、
0:18:33	運用が変わったっていうのが、
0:18:36	言いたいことなので、ちょっとこの記載は見直したいと思ってます。
0:18:41	何か 4 ポツは微妙だけど結局その 1 ポツ目は了解で 2 ポツ目として、検査課が廃棄物経理基準の適合性。
0:18:54	実施検査を実施することとなりました。
0:18:58	多分これをアグリなのかなあ。
0:19:03	結局、次。
0:19:06	この 2 ポツ目ちょっと変なんだけどね
0:19:10	自主検査は、その廃棄物受け入れ基準への適合確認である。
0:19:16	なんでしたっけ。
0:19:18	そこ微妙なんじゃないんです。
0:19:22	だって自主検査は
0:19:24	自主検査が廃棄物経理基準への適合確認ということになると自主検査って、技術基準適合補廃棄物系暦日技術基準と技術基準じゃないものが含まれてるんですよ、ファクトとして。
0:19:38	はい。自主検査は技術基準適合だけにしたいっていうことがあるんですよ。そういういっぱいそういうふうにしたいということなんですけど 2020 年に新検査制度が導入された直後は、
0:19:54	受入基準、
0:19:56	を見るということで、保安規定上そういう運用をしていたと。これは当時の事実、実態として、
0:20:04	書いているものですんで、それが一括交付になって、
0:20:09	考え方が明確になったので、技術基準のみを見れば良いというような形に見直そうというふうに、その流れを書いているので、昔は、
0:20:19	受入基準を確認してみました、することにしました。それが変わってきたんですけど、そういう経緯です。
0:20:27	だから、3 ポツで一括交付になって、これもアグリで、
0:20:34	何ていうかな。
0:20:35	法定確認で、西米技術基準。
0:20:41	多いよ。乗り農をよりどころせ確認書を交付するという考え方だが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	明確になったとまでは言っていないんじゃないのっていう、
0:20:53	そこからですね、一括交付になって、
0:21:00	行ったんですけど、別にその前もあともう技術基準だけを基準判断基準として法定確認をやられてるこれは変わってないので、
0:21:11	うん。
0:21:12	一括交付になって、我々が受け入れてからやってる外観確認は、本当に
0:21:19	受入基準にしかない項目で見ているのでそこまでいなくても確認書が出せるようになったと。
0:21:27	いう話を、この4ポツでは、言いたいのでちょっとここははい。そういう趣旨の記載に見直した上でなので、検査課が、
0:21:38	自主検査で、その受け入れ後の外観確認で、著しい破損を見るというのは取り止めて、そういう記載に見直す必要があると。
0:21:49	いや、湯袖山そうですそのうちの中でしゃべって結局その、事前一括交付されちゃうので、
0:21:59	建屋に受け入れた時に、外観確認の自主検査ってもう無駄でしょっていう。
0:22:06	ロジックで直すっていうのはそれはその通りだっていう。
0:22:11	はい。
0:22:12	運用が変わって、法定確認確認プロセスが変わって、建屋で受け入れた時に、自主検査して、外観確認するっていうのが無駄でしょっていう。
0:22:25	ロジックで下げるっていうことだったらもうそれはそれはその通りですねっていうことなので、多分5ポツ目はすごいOKなんですよ。認識合ってますけど。
0:22:37	4ポツ目がちょっと微妙なんだよなあ。
0:22:40	外、
0:22:45	運用が移動を聞くとして、事前一括技術基準のみで、
0:22:54	確認書交付とする考え方が明確になったとは言っていないから、だからちょっとここは直してもらわないといけないな。うん。
0:23:03	はい。四つ目その辺り修正します。
0:23:11	4ポツ目でどんな感じになるんですかね。
0:23:15	まだ決まってない。
0:23:17	まだ決まってないですか。
0:23:20	いや文案をちょっと作ってたんですが今ここですぐお出しできないので趣旨としては、
0:23:30	一括交付になったことで、
0:23:33	ちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:36	文章今思い出しながらなので正確じゃないかもしれませんが、技術基準のみを判断基準にできるので、受け入れ後の灰自体の外観確認。
0:23:49	まあ、外観確認書いてあったかな、長い間確認で著しい破損を見なくても、確認書を交付できると、いうことになったと。
0:23:59	そういう記載だったと思います。なるほど。
0:24:11	木曾。
0:24:15	でそれ相当感、それが明確になったの确实でつけて、今のその、
0:24:21	その行為を後をするのがそのもうガイドでそう書きちゃってるんですよね多分ね。
0:24:29	書いてる方、分割も止めやめて、事前一括にするって、もうクリアカットに明確にされたんで、
0:24:40	うん、まあまあ目。
0:24:43	明確にすると今の交付できるとか、変えていけばいいか。うちはこだわらない。
0:24:51	はい。
0:24:53	これで行けんじゃ。
0:24:57	20日に、
0:24:59	提出。
0:25:01	してもらって、
0:25:04	いいよね。
0:25:10	うちはちょっともう1回審査書を上げてくれって話になったんで、今、この聞き取った情報で未来一期でリバイスして、ちょっと来週までやる、やろうかなと思うんですけど。
0:25:24	資料はちょっと金曜日って事なんで、金曜日事例をして、
0:25:30	共有ドライブを売り込むことね。
0:25:35	本当は設けて、
0:25:40	現年トヤリベですけど、資料提出って何時くらい、金曜日20日できそうですか。
0:25:51	日本原燃六ヶ所です。
0:25:56	今、掲示までにはお出しする目標で動いてました。
0:26:04	かつ金曜日の提示で、
0:26:08	網羅、
0:26:12	突破付
0:26:14	ヒアリングするほか、
0:26:17	尾張委員じゃねえ。
0:26:22	1資料事業面談者。うん。それでいいと思います。今日、今、柳下内容の資料受領面談して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:34	金曜日に資料受領円なんで、
0:26:39	次がちょっと、
0:26:41	3時ぐらいじゃないですか3時ぐらいに、
0:26:44	3時ぐらいに提出してもらえればと思いますけどね。
0:26:52	日本原燃浜中です。金曜日の参事に資料を提出してそのあと面談や、資料の資料受領面談として、
0:27:03	資料事業のみの。
0:27:06	にしたいと思います。なので、明日、金曜日の15時までに資料を出してもらえれば、
0:27:12	いいです。
0:27:14	はい。
0:27:17	東京支社経由で提出する予定なのですが東京支社からお持ちするのが13時で、
0:27:26	手渡ししたところで、それがもう面談という位置付けに、
0:27:31	なると。
0:27:32	いう理解でよろしいですか。
0:27:34	はい。それで、ちょっとみんなっていうか
0:27:38	面談、うちは単に資料を受領しましたって言っただけの面談録にします。
0:27:44	はい。
0:27:46	ということは、東京支社にはその前に、
0:27:51	移動の時間も考慮してデータデータをいただければ、ベーターだけでいいです、まとめ資料は。
0:27:59	データだけで。
0:28:03	これの方は、上出さん、そうそうそう。
0:28:10	なんで補正は金曜日に、
0:28:12	紙で、
0:28:14	時間は午後なんですか。ここに直接持ってきてもらっててチームちゃんと木曾が低在確認をして、OKだったら受理しますと。
0:28:26	まとめ資料のホームページ資料は、金曜日の15時までに現場用を送ってもらえれば、もう、よしで、そのあとは面談をする予定はないですと。
0:28:45	はい。
0:28:46	日本原燃ハマナカです承知いたしました。
0:28:52	私からもいいですか。
0:28:55	オオシマなんですが、ちょっとウエノためさっき今、今の議論のところで確認なんですけど、3ポツで、ガイドの話があって、今、会議を開いて見えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	その3日交付される運用となったっていうのは、この改正利益のところの廃棄物確認における分割交付の取り止め、
0:29:18	ていうところをこういう表現で書き直したってことで間違いはないですか。
0:29:25	日本原燃浜中です。はい。ご認識で間違いございません。
0:29:30	わかりました。
0:29:36	そこに止めない。
0:29:41	1ポツ目とか何つうのかな、客ととしては正しいんですけど。
0:29:48	埋設施設Ⅱ、
0:29:54	埋設施設は使用前検査ないんですよ。
0:29:58	はい。1ポツ目は新検査制度の一般論。
0:30:05	の趣旨で記載してますので使用前検査埋設にはないんですけど、事業者みずからが主体的に行う仕組みが、
0:30:14	導入されたということでよろしいですか。はい。ところが趣旨です。そうですね。それはもう全くアグリーなんですけど。
0:30:23	原子力規制庁が、
0:30:26	金田埋設施設において行っていた検査だってあるんですけど。
0:30:37	舟橋大前検査も定期検査もありません。解説にはありませんよね。はい。ありませんねえな。
0:30:46	はい。
0:30:54	はい。
0:30:56	なので埋設にはないんですが、こういう新検査制度で、事業者みずからが責任持って検査をする仕組みが導入されてこれ、2ポツ目でこれに伴って検査課が、
0:31:10	法定確認に対応するようなことを、を確認するようになりましたと。
0:31:17	今までこれ、法定確認は、検査課が対応することにはなってなかったんですか。そうですね。新検査制度導入前は検査課そのものもなかったんで、
0:31:32	今で言う埋設業務課とか運営課がやっていた件、確認の結果を、規制庁を。
0:31:41	沢野。規制庁が来て確認して、
0:31:50	確認書を出していたという運用でした。そこは、新検査制度でその間に検査課が、
0:31:56	挟まることになったのが、この2024月1日以降になります。
0:32:02	ふうん。
0:32:05	ちょっと言わんけ。
0:32:07	弱いっていうのはその、
0:32:09	結局新検査制度になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	もちろん起振検査制度の運用が開始され、
0:32:19	これまで原子力規制庁が行っていた資本合い検査等を事業者みずからが主体的に行う仕組みを導入された。
0:32:26	そりゃあOKですと。
0:32:31	これに伴い、
0:32:36	低角に行く部署として検査課ができましたとかですね何かそ。
0:32:43	そういうのがないと
0:32:46	検査課が、
0:32:48	新検査体新検査制度対応と部署として、
0:32:53	できましたっていうのを入れないと弱いと思いますけど。
0:33:07	だから1ポツ目と2ポツ目の間に新検査制度、
0:33:14	の運用が開始されるにあたって、
0:33:19	その0まりを行う検査か。
0:33:22	が、
0:33:26	皿化されたとかですね、そういう関係ないですか。
0:33:31	逆です。
0:33:33	はいその趣旨で、ちょっと記載は見直します。
0:33:37	まるまるを行う検査かって言ったときに、丸々は何なんて自主検査ですか。自主検査です。医師検察官の木曾村川です。
0:33:47	こういうことを遵守することがわかったんだけど、
0:33:53	ただ新検査制度できましたっていうね、新検査制度できたんで、検査しないといけないよねってなっちゃって。
0:34:01	自主検査する検査ができました。
0:34:07	で、検査課っていうのはその廃棄物経歴基準の適合性確認をし、
0:34:16	して、
0:34:24	確認申請するのは誰なんですか。
0:34:29	申請するのは埋設業務課です。業務課ですか。
0:34:33	はい。
0:34:42	技術基準。
0:34:48	技術基準の適合確認を、
0:34:54	伏せる者は誰ですか。
0:34:59	埋設業務カーがと、
0:35:04	そうですね埋設業務課が行い最終的には自主検査をした検査課が適合してることを最終判断することになってます。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:23	ちょっと戻っていただいて、さっきので、
0:36:02	なんでちょっと1ポツ目と2ポツ目に、
0:36:05	入れても
0:36:07	シンケン草
0:36:08	制度の運用が開始されるにあたって、
0:36:15	廃棄物Ⅱは1体、
0:36:19	確認とかを、廃棄物埋設の、
0:36:22	自主検査を行う検査課が、設置されましたとか追加されましたとか、
0:36:29	入れてもらえれば、
0:36:32	いいかなど。他は別に、
0:36:35	そのままでもいいと思いますけどね。
0:36:39	はい。2ポツ目は検査課が設置された。
0:36:44	上で、伝えて、4ポツ目はさっき言った時に見直すのでは、直してもらってっていう感じですか。次のページちょっともう1回発見しますか。
0:36:57	ここでここでいいですか。どうぞ。すみません。杉今野サキノんと埋設業務課の検査課の住み分けの話で一応念のため確認ですけど。
0:37:07	うん。検索ができたけれども実際に確認申請を行う部署が埋設業務課になっているのは、この新検索制度ができる前も埋設業務課が確認申請を行っていたので、
0:37:21	住み分けとしては引き続き埋設業務課が確認申請を行いますと。ただ、お墨付きを与える文書として、新たに検索を設けました。そうそういうことでいいですか。
0:37:34	はい、基本的にはそのご理解で良いと思います。埋設業務課、名前はちょっと以前は違ったんですけども、そこが発電、発電所監査も本当はちょっとまた部署がいろいろ変わってるんですけども、申請は埋設業務課。
0:37:54	が行っていて、それは事業者が普通に申請行為としてやるんですけど、検査課が、新検査制度を導入されて以降は、
0:38:07	従来国の立場でやっていたことを事業者がみずからの責任でチェックをする、自主検査するという、お墨付きというのが正しい表現かどうか分かりませんが、そういった、
0:38:21	責任あるチェックをした上で、
0:38:25	次のステップに進むという仕組みに変わったというところです。すみませんちょっとうん。入ってる。おっしゃってることは多分正しいんだと思いますが、ニュアンスが正しく伝わってるかどうかというところは、
0:38:38	はい。ちょっと表現が難しいので、今ちょっと訂正させていただきました。
0:38:45	多分埋設基本課が今までの申請窓口と水道でやってたんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	自主検査するっていうことは新検査制が独立性とかさ、そういう負担負荷増えちゃったんで、何でスペシャルで検査課っていうのが入って、
0:39:03	スペシャルで自肅独立請求する形でいろいろやるように、
0:39:08	してますと。
0:39:09	ということだと思うんだよね。だから、おっしゃる通りです。変わらないんだけど。
0:39:15	新検査制度を踏まえて、埋設がもう検査なんかどうにかできないのかって話もあって、検査課をスペシャルで作って、もうやってございますと。
0:39:26	ということなんじゃないすかね。はい。はい。
0:39:31	すみませんありがとうございます。
0:39:34	一応次のページをちょっと見てみますか。
0:39:37	検査課が実施する自主検査を、
0:39:53	埋設業務課が実施する発電所監査。
0:40:00	EOP。
0:40:06	これはもうちょっと日本語出した方がいいんじゃないすか。伊勢辻、加賀実施する。
0:40:20	脱税所監査において、
0:40:36	多分弓削家が実施する。
0:40:41	00で載っていませんかね。
0:40:44	今日はその埋設業務課が実施する。
0:40:47	発電所監査的におい。
0:40:51	これ日本語とせ埋設業務課が実施する発電所監査。
0:40:56	において、著しい破損の確認が継続されるっていうのと、
0:41:03	運営課が実施する廃棄体の外観確認において、著しい破損の確認は継続されるって日本語だと思うんですね。
0:41:12	発電所での著しい破損と運営課が、
0:41:18	バリバリでの、
0:41:21	外観確認って言わないと、意味がわかんないっていうか、
0:41:27	メーカーが実施する00での廃棄体確認においてって書けないですか。
0:41:39	日本原燃浜中です今の、書けないかというのは、例えば、運営課が、管理建屋において実施する会議体の外観確認。
0:41:50	そういったのもよろしいということですね。
0:41:54	はい。
0:41:55	かけます。であれば、あります。
0:41:57	なんかちょっと日本語が変なんですがこの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	発電所監査で外観確認してるわけではない。
0:42:08	発電所監査でも、実際は、発電所で電力さんがやった著しい破損の確認の記録を確認することで、
0:42:19	原燃としても著しい破損を確認しているという立て付けにしています。
0:42:25	発電所監査において、発電所監査で廃棄体の外観確認はされていない。
0:42:37	そうですねか監査は、ここでは記録監査。
0:42:42	になるので、
0:42:44	原燃が目で見えて著しいは層をチェックするのはちょっと違いますか。
0:42:50	はい、日本の電力さんがちゃんと一次はそうチェックされて、その記録を確認していると。
0:42:58	発電所監査でやってるのはそういうことです。
0:43:01	日本語が足りない。
0:43:03	埋設業務者が実施する発電所、
0:43:07	監査でしょう発電所監査に強化なものとして、
0:43:11	運営課が実施する、下、運営から建屋で実施する廃棄体の外観確認。
0:43:18	外観確認と発電所監査が等価なものになってるんだけど、
0:43:23	そうかな。
0:43:25	外観確認は直球なんだけど発電所間去って広いんで。
0:43:33	安藤の結び方として、
0:43:36	足りないと思うんだけど、何かついて、
0:43:40	発電所監査での、何なんですかね。この、
0:43:46	アンドで結ぶんだったらその廃棄体が運営課が実施する範囲の外観確認で、破損があるのか確認しますわかりますと。
0:43:57	埋設業務課実施する発電所監査での、
0:44:01	丸々において著しい破損の確認が継続されるっていう、発電所監査でのな、何で判断してるんですか。
0:44:16	発電所監査における記録確認で、電力殿が実施せえ実施した、著しい破損の確認の記録を確認しているという。
0:44:27	ことになります。今の言ったような話をもう少し詳しくというか、実態に合わせた記載にちょっと見直して、はい。
0:44:39	そうですね。だから埋設業務課は、
0:44:43	埋設業務用は電力が発電所で、
0:44:51	が著しい破損がないかって確認して、記録をとると。
0:44:55	その記録を発電所監査の中で見るとことですね、熊井節業務課が。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:03	はい。その通りです。だから埋設業務課が確認してるわけじゃないんですね。
0:45:09	黄色はさ、直接目視で確認してるわけではないですよ。
0:45:14	だからその方がいいんじゃない埋設業務課が現場で見てるわけじゃないその運営課はちゃんと外観チェックしてるんですけど。
0:45:23	電力がやることは全力がやって、電力月来やっぱエビデンスを、
0:45:31	監査っていう名目のもとで記録を見るっていう日本語だから、
0:45:36	だから埋設業務課が実施する。
0:45:40	発電所監査での、
0:45:42	は、廃棄体の記録確認なのかな。
0:45:46	廃棄体の記録の確認なんです。
0:45:55	1体の記録確認ですかね。
0:45:59	発電所監査での廃棄体の記録確認、及び、
0:46:04	メーカーが建屋で実施するは、運営課が丸々建屋で実施する廃棄体の外観確認ですか、日本語として。
0:46:18	日本原燃浜中です。はいもう少し詳しくうちよっと書いた方が良いかなとは思いますが。それしかいてもらう分には全く構わないのでちょっと正確に詳しく書いて、
0:46:30	撤回。はい。業務課がやるなやり方、内容と運営課がやる内容は、はい。それぞれ分けて書きます。はい。はい。そこをしっかりと書き込んでもらえれば。
0:46:42	著しい破損の確認は継続されることから、
0:46:49	保安の観点で安全性に影響を与えることはないっていう。
0:46:55	のが結構厳しいっすね。
0:47:02	何だろう。
0:47:08	これなんだ。
0:47:24	お椀の観点で安全性に影響を与えることはない。
0:47:36	発電所監査で記録を確認して、
0:48:06	高校は変えなくていいですかね。
0:48:09	あんのかって安全性に影響を与えることがない。
0:48:18	咽頭かとか言われちゃうかもしれないけど、
0:48:29	結局、
0:48:30	日本原燃浜中です。ちょっと書き過ぎ感が出るのであれば、暫時安全性に影響を与えることはない。
0:48:40	2、
0:48:41	来てもいいのかなとは思いますが、何か広井氏が単純にその、著しいはそんななんでやってるの問題だって相当単純 2。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:54	発電所で、
0:48:57	8 伝書で著しい破損があったらどうするんですか。
0:49:03	申請対象から除きますいただきますよねその、その発電所で著しい。
0:49:11	破損が継続して著しい破損があるんだったら、申請されないし、
0:49:19	その経過が外観確認で著しい破損があったらどうするんですか。
0:49:25	あったら、そのまま移設には持っていかないで一応損の度合いとか、確認はしますが、やはり埋められないとなったら、発電所に返送します。そうしますよね。
0:49:39	だから、
0:49:40	安全性に影響はうちは保安の観点でも入れてもらってらって安全性に影響を与えることもないもそらその通りだと思うんですけど、具体的に何なのかって言ったら一時破損が、
0:49:52	発電所監査で見つかったらそれは受け入れませんと。
0:49:56	で、運営課が廃棄体外観確認して著しい破損があったらそれは埋設しませんということなんで、埋設されませんので、
0:50:06	ご心配なくてことだと思うんですけど。
0:50:13	だからその、
0:50:19	従って、
0:50:22	安全性に影響をあった、安全性に影響を与えることは、何ていうんすかね。
0:50:28	破損しても別にいいんじゃないのっていう話もあるかもしれないから。
0:50:34	もうちょっとクリアした方がいいかもしれない。
0:50:38	し、事業変更許可上は一時は損してもいいんじゃないですか。
0:50:43	駄目なんでしたっけ。
0:50:45	安全評価との関係では、
0:50:50	許可上、著しい破損が駄目と明確に書いてるわけではありませんが、管理建屋が、汚染のない汚染がない前提で、
0:51:04	運用するかってことになっているので、
0:51:09	あまりよろしくないですね、そこはよろしくはないですよ。
0:51:19	実際確認してあったバー位はそれに応じた処置をすればよいので即許可違反とかっていうわけではないです。はい。
0:51:31	だからその、
0:51:34	本件工場保安の観点で安全性を与えるき影響を与えることはないです。それはそれで言ってもらっていいんですけど。
0:51:42	具体的に何なのを書いてもらった方がいいかしんないですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	埋設業務課がその発電所監査で著しい各破損を確認したら、どうするし、運営課が
0:51:58	大体の外観確認して一次破損の確認をしたらどうするっていうことになってて、
0:52:04	従ってそこに変更はないっていうことがうちは確認できればいいので、
0:52:11	安全性影響を与えることはないはいいんだけど、
0:52:15	うちがその安全性何なのって話。
0:52:21	なっちゃうんで。
0:52:24	いやそれをかけます。具体的な、
0:52:26	8埋設業務課が著しい破損を確認したらどうなんですか。
0:52:31	メーカーが著しい破損確認したらどうなるんですかって、藤とかも作っていいんで、頭とか使っていいんで何か書けますか。
0:52:40	日本原燃の浜中です。
0:52:42	なお書きのところは、埋設業務課が発電所監査でこここういうことをして、著しい破損が確認されれば申請はしないとか、
0:52:55	運営課、建屋で外観確認して著しい破損を見つけたら、埋設しないだとか、
0:53:04	ということは、つらつらと書くことはできます。そうですね。
0:53:09	はい。
0:53:11	ファクトもファクトベースで単純にファクトベースで長くてもいいので、はい。なので著しい破損があったものは結果埋設されないんで、
0:53:24	それ以降はもう言わずもがなということで、
0:53:29	あくまで事実のところまでの記載で書くことができます。ちょっとそういう方がいいような気が。
0:53:38	はい、言いますのは自主検査しなくても業務課がちゃんとこういうことをするし、運営課がこういうことをするので、
0:53:43	暗に大丈夫ですと。
0:53:46	そうそういうことでそういうことですね。はい。はい。はい。というような文章に見直したいと思います。
0:53:56	その1点は、今回、今までもそうだったしこれか。本申請においても、継続されるということですね。
0:54:09	はい。その通りです。わかりました。
0:54:11	じゃちょっとそれを出してもらって。はい。
0:54:34	発電所監査で駄目だったら、
0:54:37	受け入れられないんですね受け入れられないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:42	そうですねはい受け入れられないので、申請対象から落としてもらうこととなります。
0:54:48	受入れるじゃなくて、
0:54:51	外観確認で駄目だったら、
0:54:54	同等するんですか。
0:54:57	改革を1回受け入れた後で、外観確認で見つかったら、今日は最終的には返送します。
0:55:07	発電所に、
0:55:09	はい。
0:55:20	それは保安規定に書いてるんですか。
0:55:24	返送するという事は保安規定上は書いておりません。著しい破損が見つかった時点で異常だという判断になりますので以上の以上の対応の中でどうするかを検討して最終的に返送するという判断がなされてそれが実行されるというふうまになります。
0:55:44	何か正式にはどうかっていうんすかね何か。
0:55:55	電力との取り決めでそうなってるんですか。
0:55:59	津野協議になります。協議ですか。
0:56:02	はい。なのでこの記載としては、申請しないとか、埋設しない。
0:56:08	ここ、
0:56:10	基準を満足しないのでそれは自明なのでそこまでは、無条件に書いて良いかなと。その1とするっていうところは、協議によるので、
0:56:20	そこまで書くと、本当なのかっていうところ、エビデンスというか取り決めがなければ、あまりこう、よく書いてもしょうがないのかなと思うので、
0:56:33	事実、あの時とところで止めておいた方が良いかなと思います。
0:56:39	受け入れないとか埋設しないっていうのは、もう、
0:56:45	ちょっとな、何に基づいてそうなってるかよくわからないですけど。
0:56:49	それがもう自明なんであればいいかと。そうですね受入基準を満足したものを受け入れるんで。
0:56:56	満足してるものを提起するとなってるので、当然、逆を言えば、満足しなければ、受け入れない利益しないと、ああそうですかという理屈は
0:57:07	十分成り立つと思います。
0:57:18	多分、結局K発電所監査で駄目で、
0:57:24	へえ。廃棄体の角に外観確認、駄目だったらもう埋設しないんですねもう。
0:57:31	今移設しないですね。はい、わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:42	はい。
0:57:43	以上です。大城さんですけども。
0:57:46	この保安規定の中で、自主権ここでも自主検査っていうもん。
0:57:51	名称が出てきますけど。
0:57:53	何かチンシュウ検査ってこういうものですよって何か定義とかってされてるんですけど。
0:58:02	提携着とかされてなくても、自主検査ってどういうものですよっていうのちょっと念のためもう一度。
0:58:08	教えていただきたいんですけど。
0:58:11	はい自主検査は自主検査ってこういうものですよというのは品質保証の方に書いてありまして、
0:58:23	一つね。いや、でもこれ、
0:58:26	品証の記載とはちょっと違うんじゃない。
0:58:30	ちょっとすいません今手元に用意してなかったので申し訳ないですけども、品質保証第6条のところの品質マネジメントシステムの中に、自主検査等はある要求事項を満足することを確認して次の工程に移るかどうかの判断。
0:58:46	するプロセスと、そんな趣旨のことが書いてあった。
0:58:51	はずです。
0:58:53	大城アカウントにあればいいんですか。
0:58:57	はい。本件の単品があればそこに載ってるんですかね。はい。しちよちょっとだけお待ちいただいていい。いいですか。すぐには準備します。ありがとうございました。
0:59:11	ついでにちょっと自主検査、新検査制度に伴って追加されたんかどうかちょっと聞いて。
0:59:16	わかりました。
1:00:56	日本原燃のハマナカですすいません、お待たせいたしました。
1:01:00	今保安規定の刊本で6条のところ品品質マネジメントシステムにかかる記載で枠で囲ってるんですけどその中で、何かちょっと、
1:01:11	今官報に出していただいていますか、何かパッキのパートから変わらないんですが、すみません、表示共有の表示は、
1:01:25	上がってないですねはい。少々お待ちください。
1:01:34	今、保安器系。
1:01:37	羊羹本の人たちになったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:40	はい。8 ポツ 2 ポツ 4 のところの機器等の検査等という項目に、自主検査等という ことで要求事項への適合性を判定するため組織が自主的に行う。
1:01:53	非判定基準のある検証妥当性確認監視測定試験、及びこれらに付随するものを 言うと、
1:02:02	というような定義は書いてあります。
1:02:07	法律新検査制度で追加されたってことでいいんですけど、新検査制動のと同じタ イミングで、品質、品管規則と呼ばれる
1:02:22	内容が保安規定に取り込まれて、その時に、この、
1:02:29	枠の中に書いてある記載が一通り取り込まれた。
1:02:33	ことになっております。ただこの自主検査は、今まではなかった、最新検査制度前 はなかったってことでいいんですか。はい。なかったです。ありがとうございます。 はい。
1:02:43	自主検査等の等って何ですか。
1:02:50	ここの等は、自主検査、これがですねちょっとまた、
1:02:59	等、
1:03:04	等というのは、
1:03:08	定義がどこか明確にあるかというちょっと難しいんですが、
1:03:12	土地し埋設では自主検査は検査課が行う。
1:03:18	検査で等というのは主管部署が行う検査とか、確認なんですけど、今回の話でい うと業務課がやってる発電所監査でやってることとか、
1:03:30	運営課がやってる外観確認とかがこの頭に。
1:03:34	含まれると。
1:03:37	いう整理になってます。主管課がやってるものですね。
1:03:41	はい。
1:03:44	検査課は自主検査で等は 7 日やってるもの。
1:03:49	なるほどなるほど。
1:03:53	ただ法、
1:03:56	法定確認に係る自主検査、
1:03:59	廃棄体自体確認と廃棄物埋設確認に係る自主検査って条文なんですね。
1:04:06	そういうことがね。
1:04:14	わかりました。はい。
1:04:33	難しいけど、自主検査はテスト実施検査等がこの定義だから自主検査はこの、
1:04:41	要求事項への適合性を判定する断層しか実際に行う。
1:04:46	我々丸々でやるって書くちょっと間違いになっちゃうんで。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:00	少なくとも獲得者は、新検査制度に伴って自主検査がやっぱ追加されたんでも、
1:05:07	検査もしてくださいだし、
1:05:18	オオシマです。
1:05:20	ちょっと今。
1:05:22	ちょっと金井のその確認会議の時に、何でしょう、これって
1:05:29	法定確認も法定確認のための検査なんだったらなんか、法定確認、適合性計算みたいな文言の方がわかりやすいんじゃないのみたいなそういうようなコメントがあって、なんで。
1:05:41	法律に基づく検査なのに、これは自主検査っていう名前にしてるのかみたいな、何かそんな話があって、
1:05:48	何かその厳命さんのその整理として、いや法定確認は、これは自主的に、
1:05:55	法的には実施して、実質的に行う検査なんです。
1:05:59	整理されてこういう名称にされたんですか。
1:06:12	こういったのか、立て付けなんですってことはわかったんですけど何かこういう名称にしたその背景とかって、
1:06:22	あるんですか。
1:06:25	それはもう答えを言っちゃうと、要求事項への適合性を判定するために、組織が自主的に行う検査だからってことでしょ。うん。
1:06:37	要求事項への適合設置は出かけて言うと、技術基準適合男女、
1:06:49	ネーミングっていうこと言うと、藤はい日本原燃の浜中です。
1:06:58	品管規則とか、
1:07:05	何だっけ施設管理の話これも同時期に取り込まれたんですけどもその中で出てくるワードで、一番近かったというか趣旨にあったのが自主検査でありましたが、他の事業部であれば、
1:07:21	使用前事業者検査とか、値を定期事業者検査っていうような、名称が法律の中でも、規則の中でも出てくるんですけど埋設にはないので、
1:07:33	埋設は何もしなくていいんですかっていう議論があって、それに準ずるものとして、法定確認に、
1:07:43	法定確認を受けてるようなものは、自主的に、そ、
1:07:49	事業者の責任で行う検査ということで、
1:07:53	自主検査はその要求事項に適合するという位置付けの検査でもあるので、この言葉をそのまま使っている。
1:08:01	というのはどっかに何かそれが書いてあるわけではないですが、そういう経緯で、この名前を使っているものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:11	低角に適合性検査でもないんですよ。
1:08:15	別に。
1:08:18	法定確認ははい、国が行う確認なので、
1:08:24	自主、検査課はあくまで事業者の自主的な検査です。
1:08:31	アワードの使い方としてその、
1:08:33	廃棄物埋設確認。
1:08:36	配置再確認に係る実施検査とか、施設確認に係る実施検査と違って、注意深く使ってるから、申し試験さそれはすなわち法定確認適用性検査であるっていうとそれはそれで間違いなんですよ。
1:08:53	そうですね少し語弊が出てくると思います。
1:09:27	ました。
1:09:30	単純に、自主検査って何なんだっけ。監事自主的にやってる検査が出て答えとけばいいと理解したんですけどそれでいいんですよ。
1:09:40	はいシンプルに言うとそういうことで良いと思います。
1:09:45	法定確認に係る自主検査もあって、それは検査課であると。
1:09:53	理解したんですけど。
1:09:56	はいその通りです。
1:09:59	この保安規定の中で自主検査が使われているものっていうのは、
1:10:05	施設確認、廃棄体確認他にあるんですけど。
1:10:12	自主検査はその 18 条の廃棄体の確認と 25 条の施設の確認、この二つしかありません。はい。
1:10:20	山下。
1:10:33	いや、すいませんちょっとあの、
1:10:36	家に理解が間違ってるかもしれないんですけど、逆を返すと別に機種計算やらなくていい。
1:10:43	ということなんですか。
1:10:47	やらないと駄目じゃない。何で自主的に行ってるけどこれはやらないといけない。
1:10:54	計算ですってことなんですかね。
1:10:59	はい。保安規定にやることになってるので、やらなければいけないです。ただ、法令で直接これをしなさいという要求に基づいてるわけではないです。
1:11:38	わかりました。
1:11:46	わかりました。はい。
1:12:28	オオシマです。もちろん、最後にもう、もう 1 回さっきの
1:12:32	パパ本を見せていただいてもいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:38	はい。少々お待ちください。
1:12:47	ありがとうございます。
1:12:50	一応、もう一度念のための確認なんですけど 3 ポツのガイドの変更のところ、度ガイドの変更としては、
1:13:00	分割交付ができなくなり、
1:13:03	なりました。分割僕の取り止めてなってますよね、分割交付。
1:13:10	今、一括交付になりましたってことだと思うんですけど。
1:13:15	その事実だけで、これまで発電所監査と、
1:13:22	施設での外観確認。
1:13:26	この二つの結果をもって、確認書を出していたんだと思うんですけど。
1:13:34	分割交付ができなくなりましたっていうことだけで、後段の発電、埋設施設での外観確認を、
1:13:46	売り止められる。
1:13:47	という流れになるんですけど。
1:13:52	いや、会館確認を取り止められるわけではなくて、外観確認の都度出していると分割交付しかできないので、
1:14:03	一括交付ということはそこまでは、外観確認で、1 日 200 本とかそんな単位でやってる確認は、今回、確認書を出すために必要なくなったと。
1:14:17	いうふうなのはもう、
1:14:20	自明ということではないですけどそう、そうじゃないと成立しないと。
1:14:25	いうことになります。
1:14:30	でも今回のその、
1:14:32	分割交付の取り上げっていう、
1:14:35	背景にはそそういうことを念頭に取り上げたっていう。
1:14:40	ことにそうです。その通りです。
1:14:47	北海道にはその背景とかあんまり
1:14:49	載ってないので、
1:14:52	でも、それは 4 ポツでそこは明確に書いていただけるんですよ。
1:14:59	はい。記載します。はい。
1:15:19	私からは、今一番です。はい。
1:15:28	蛇紋ありますか。はい。そうしたらこちらからの確認は以上にさせていただいて原燃さんから何かございますか。
1:15:39	はい。日本原燃は特にございません。
1:15:42	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:43	では本日もちょっと遅くまでどうもありがとうございました。じゃ、これで終了したい と思います。
1:15:50	はい、ありがとうございました。はい。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。